

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 2 号	令和7年2月14日 受理
件 名	従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情
陳 情 者	厚木市水引一丁目15番18号 厚木建築職組合 組合長 内藤 照永 厚木市三田二丁目13番18号 神奈川土建一般労働組合 厚木支部 執行委員長 高橋 政雄
付託委員会	市民福祉常任委員会

《陳情の趣旨》

昨年12月2日から、従来（紙）の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

厚生労働省の昨年11月の調査では、医療への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は18.5%でした。12月2日以降の一週間の利用率が28.3%に上昇したと報道されましたが、それでもマイナ保険証の利用率は3割未滿で、従来（紙）の保険証を利用している人が7割もいます。いまだに、マイナ保険証では資格の確認ができないなどのトラブル事例が続き、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払拭できていません。

従来（紙）の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は2025年7月31日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は2025年12月1日までです。有効期限が切れた以降、マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりとして、「資格確認書」が申請なしで自動的に交付されます。また、マイナ保険証の利用登録はしたけれど「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は、従来（紙）の健康保険証と体裁は全く同じであり、機能も同じです。これでは、新たに「資格確認書」を発行する必要はなく、従来（紙）の健康保険証を存続すればいいだけです。

政府は、新たに運転免許証をマイナンバーカードにひもづけるとしています。

その場合、現行の運転免許証は併存させるとしています。運転免許証が併存できて、健康保険証が併存できない理由があるはずがありません。

マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内でひとしく医療を受けられる「国民皆保険」制度を取っています。国民健康保険は、「国民皆保険」のセーフティーネットを担い、保険者である自治体は、保険証の発行責任を負っています。我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証を存続させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

《陳情の項目》

国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。